

施

No.10

青少年健全育成の推進

策

目的

社会性を身に付けた自立した青少年を育てること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等、青少年を取り巻く環境は変化しています。
- インターネット環境の充実により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法かつ有害な情報の氾濫が懸念されています。
- いじめや社会への不適應などの原因により、不登校やひきこもりの若者が見られます。
- 少年補導員による街頭補導活動のほか、青少年相談などを通じて、非行の未然防止等に取り組んでいます。
- 児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の3箇所の児童館において、平成26（2014）年度は159,773人の利用者がいました。
- 自治会と市の協同管理のもと、平成26（2014）年度において150箇所の児童遊園を設置しています。

■課 題

- 青少年が豊かな社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進する取組が必要です。
- 青少年の悩みやいじめなどの解消を図る取組や、非行の防止や低年齢化に対応する取組が必要です。
- 子どもの遊び場や、青少年の健全な育成に資するような居場所や活動場所の充実が必要です。

青少年の社会参加人数の推移



出典：川越市

※青少年の社会参加人数は、青少年団体連絡協議会に加盟する団体によるボランティア等活動参加人数

施策	No.4	青少年健全育成の推進
	目的	社会性を身に付けた自立した青少年を育てること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展やそれに伴う健全な育成を阻害するおそれのある情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境は変化しています。
- ・いじめや社会への不適応などの原因により、不登校やひきこもりの若者が見られます。
- ・少年補導員による街頭補導活動のほか、青少年相談などを通じて、非行の未然防止等に取り組んでいます。
- ・児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の3か所の児童館において、平成26（2014）年度は159,773人の利用者がいました。
- ・自治会と市の協同管理のもと、平成26（2014）年度において150か所の児童遊園を設置しています。

■課題

- ・青少年が豊かな社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進する取組が必要です。
- ・青少年の悩みやいじめなどの解消を図る取組や、非行の防止や低年齢化に対応する取組が必要です。
- ・子どもの遊び場や、青少年の健全な育成に資するような居場所や活動場所の充実が必要です。



* 青少年の社会参加人数は、青少年団体連絡協議会に加盟する団体によるボランティア等活動参加人数

単位施策

1 社会参加の促進（こども育成課）

- ① 青少年のボランティア活動等への参加の支援や青少年団体の育成に努め、自主的に活動する意欲の向上を図ります。
- ② 子どもたちが心豊かに成長できるように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、人材育成事業や地域活動の活性化を図ります。

2 命を尊ぶ意識の醸成（こども育成課）

- ① 中学生等を対象に、子育て体験を実施し、乳幼児とのふれあいの機会を提供するなどにより、命の大切さを学ぶ取組を実施します。

3 非行防止活動の推進及び青少年相談の普及（こども育成課）

- ① 少年補導員による街頭補導等を通じて、非行防止活動を推進します。
- ② 青少年相談を実施し、青少年の不安や心配ごとに対応します。

4 青少年施設の充実（こども育成課）

- ① 地域におけるニーズの把握や、地域を通じたPR等を実施し、幼児及び児童がより安全かつ楽しく利用できる児童遊園づくりを図ります。
- ② 児童館では、ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りつつ豊かな感性や情緒を育む事業を展開します。

指標

指標	実績値 (H26)	目標値
青少年団体における活動事業回数（回）	52	H32 → H37

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 社会参加の促進（こども育成課）

- ① 青少年のボランティア活動等への参加の支援や青少年団体の育成に努め、自主的に活動する意欲の向上を図ります。 ● 関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 子どもたちが心豊かに成長できるように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、人材育成事業や地域活動の活性化を図ります。
- ④ 中学生等が地域活動に関わる機会の充実を促進します。
● 関連[No.11 生涯学習活動の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]

2 命を尊ぶ意識の醸成（こども育成課）

- ① 中学生等を対象に、子育て体験を実施し、乳幼児とのふれあいの機会を提供するなどにより、命の大切さを学ぶ取組を実施します。

3 非行防止活動の推進及び青少年相談の普及（こども育成課）

- ① 少年補導員による街頭補導等を通じて、非行防止活動を推進します。
● 関連[No.12 生きる力を育む教育の推進]
- ② 青少年相談を実施し、青少年の不安や心配ごとに対応します。

4 青少年施設の充実（こども育成課）

- ① 地域におけるニーズの把握や、地域を通じたPR等を実施し、幼児及び児童がより安全かつ楽しく利用できる児童遊園づくりを図ります。 ● 関連[No.26 公園・緑地の充実]
- ② 児童館では、ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りつつ豊かな感性や情緒を育む事業を展開します。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
青少年団体が行う活動事業回数（回／年）	52	60	70

施

No.14

社会保障の適正運営

策

目的

社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 国民健康保険の財政運営は、高齢化等に伴う医療費の増加や経済状況の影響等により厳しい状況となっています。また、平成 30 (2018) 年度より、国民健康保険の財政運営の責任主体が県となります。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始の平成 20 (2008) 年 4 月 1 日には 23,190 人で本市の総人口の 6.9%でしたが、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日には 34,522 人で本市の総人口の 9.9%と急増しています。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれます。
- 生活保護の受給世帯数が増加傾向にあります。また、今後、高齢化の進行等により、要保護世帯の更なる増加が見込まれます。
- 安定した雇用の減少や世帯構造の変化によって、複合的な問題を抱える生活困窮者が増加しています。

■課 題

- 増え続ける医療費の適正化を図る取組が必要です。
- 後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する必要があります。
- 利用者が真に必要とするサービスを介護サービス事業者が適切に提供する必要があります。
- 生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援を実施するため、地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

被保険者数は年度平均

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保険者数(人)	98,485	99,219	98,896	98,089	96,438
医療給付費(千円)	23,296,414	24,039,905	24,287,857	24,807,445	25,206,129

要介護認定者数と介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護認定者数(人)	10,014	10,385	10,996	11,539	12,207
保険給付費(千円)	12,882,456	13,568,496	14,572,394	15,258,319	15,999,953

生活保護被保護世帯数と保護率の推移

被保護世帯数は年度平均 1 か月

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保護世帯数	2,738	2,925	3,055	3,143	3,242
保護率(%)	1.15	1.21	1.24	1.27	1.29

※保護率は被保護人員/人口

施策	No.8	社会保障の適正運営
	目的	社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・国民健康保険の財政運営は、高齢化等に伴う医療費の増加や経済状況の影響等により厳しい状況となっています。また、平成30(2018)年度より、国民健康保険の財政運営の責任主体が県となります。
- ・後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始の平成20(2008)年4月1日には23,190人で本市の総人口の6.9%でしたが、平成27(2015)年4月1日には34,522人で本市の総人口の9.9%と急増しています。
- ・要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれます。
- ・生活保護の受給世帯数が増加傾向にあります。また、今後、高齢化の進行等により、要保護世帯の更なる増加が見込まれます。
- ・安定した雇用の減少や世帯構造の変化によって、複合的な問題を抱える生活困窮者が増加しています。

■課題

- ・増え続ける医療費の適正化を図る取組が必要です。
- ・国民健康保険の財政運営の責任主体を県へ移行する必要があります。
- ・後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する必要があります。
- ・利用者が真に必要とするサービスを介護サービス事業者が適切に提供する必要があります。
- ・生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援を実施するため、地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

被保険者数は年度平均

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保険者数(人)	98,485	99,219	98,896	98,089	96,438
医療給付費(千円)	23,296,414	24,039,905	24,287,857	24,807,445	25,206,129

要介護認定者数と介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護認定者数(人)	10,014	10,385	10,996	11,539	12,207
保険給付費(千円)	12,882,456	13,568,496	14,572,394	15,258,319	15,999,953

生活保護被保護世帯数と保護率の推移

被保護世帯数は年度平均1か月

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保護世帯数	2,738	2,925	3,055	3,143	3,242
保護率(%)	1.15	1.21	1.24	1.27	1.29

* 保護率は被保護人員/人口

単位施策

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ①医療費適正化に向けた取組を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ②国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（医療助成課）

- ①後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な制度運用に努めます。

3 国民年金制度の啓発（市民課）

- ①広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営（指導監査課、介護保険課）

- ①介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
- ②介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ②就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
- ③民生委員など地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①生活困窮者自立支援制度の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
- ②生活困窮者支援のためのネットワークの構築を図ります。

指標



※生活困窮者自立支援制度

さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計相談など包括的な支援を行う制度。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ①医療費適正化に向けた取組を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ②国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（医療助成課）

- ①後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な制度運用に努めます。

3 国民年金制度の啓発（市民課）

- ①広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営（指導監査課、介護保険課）

- ①介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
- ②介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ②就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③民生委員など地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①生活困窮者自立支援制度*の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
- ②生活困窮者支援のためのネットワークの構築を図ります。

*生活困窮者自立支援制度

さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計相談など包括的な支援を行う制度。

施

No.16

保健衛生・医療体制の充実

策

目的

保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- 地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生日例が報告されています。
- 海外では、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱などの危険な感染症が流行している地域があり、国内への侵入が懸念されています。
- 夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業及び休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院及び埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- 食品への異物混入や表示偽装などが起こり、食の安全・安心が求められています。

■課 題

- 精神保健に対する理解の醸成と精神障害者への継続的な支援が必要です。
- 感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。
- 地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- 食の安全・安心を確保するための取組が必要です。

施

No.10

保健衛生・医療体制の充実

策

目的

保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- ・地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生事例が報告されています。海外では、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱などの危険な感染症が流行している地域があります。
- ・夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業及び休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院及び埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- ・食品の安全・安心を揺るがすことにつながる、食品への異物混入や表示偽装などが起こっています。

■課題

- ・精神保健に対する理解の醸成と精神障害者への継続的な支援が必要です。
- ・感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。
- ・地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- ・食の安全・安心を確保するための取組が必要です。

単位施策

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ①関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、市民の心の健康づくりを推進します。
- ②精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促進します。
- ③精神保健に関する正しい理解と知識の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ①結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ②関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ①医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを行います。
- ②保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④関係機関等との連携を強化しながら、薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ①食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ②公衆浴場や理容所など生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ③特定建築物の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ④犬や猫等の適正飼養や動物愛護の普及啓発に努めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
在宅療養支援診療所の数（箇所）	14	22	33

※特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物。

※適正飼養

人や動物とが共生できるよう、適正なルールのもと飼育すること。

※在宅療養支援診療所

24時間必要に応じて、往診や訪問看護などを行う診療所。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ①関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、市民の心の健康づくりを推進します。
- ②精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促進します。
- ③精神保健に関する正しい理解と知識の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ①結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ②関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ①医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、かかりつけ薬局の普及、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを行います。
● 関連[No.43 消防・救急体制の充実]
- ②保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④関係機関等との連携を強化しながら、薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ①食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ②公衆浴場や理容所など生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ③特定建築物*の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ④犬や猫等の適正飼養*や動物愛護の普及啓発に努めます。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
<u>結核り患率（人口10万対）</u>	<u>13.8</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
<u>かかりつけ医を持つ世帯（％）</u>	<u>63.7 (H27)</u>	<u>68</u>	<u>73</u>
在宅療養支援診療所*の累計数（箇所）	14	22	33

*特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物。

*適正飼養：人や動物とが共生できるよう、適正なルールのもと飼育すること。

*在宅療養支援診療所：24時間必要に応じて、往診や訪問看護などを行う診療所。

第3章 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】

施

No.17

生涯学習活動の推進

策

目的

市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 公民館、図書館、博物館などの施設を活用した、市民の学習機会の創出や活動の場の提供に努めています。また、ウェスタ川越内に開設された市民活動・生涯学習施設が、生涯学習活動の場として活用されています。
- 平成25(2013)年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査や、平成24(2012)年度に行われた国の生涯学習に関する世論調査によると、過去一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査より増加しています。
- 高齢者等を中心に公民館等の公共施設を利用した従来のような活動が見られる一方、民間の講座や自宅での活動、インターネット等を通じた個人での活動が増加するなど、本市における学習活動は多様化しています。

■課 題

- 多様な学習機会の提供を充実させることや、その学習成果を活用し社会参画につなげていくしくみが必要です。
- 学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が必要です。
- 市民のニーズや利便性を考慮した図書館、博物館の運営が求められています。

単位施策

1 生涯学習を推進する体制の充実（文化芸術振興課）

- ①生涯学習に関する市民ニーズの収集及び市民への情報提供の充実に努めます。
- ②大学などの高等教育機関との連携を推進します。
- ③生涯学習を通じて、地域の中に学びの場をつくり、世代間交流の機会の充実に図ります。
- ④市民が学習した成果や職業人として培ってきた知識、技術、経験を地域で生かすことができるしくみづくりに努めます。

2 家庭や地域の教育力向上（地域教育支援課、中央公民館）

- ①学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育を支援します。
- ②豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、家庭教育を支援します。
- ③地域の社会教育関係団体を支援します。
- ④地域住民が主体となる社会教育事業を支援します。

第3章

歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】

施策

No.11

生涯学習活動の推進

目的

市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・公民館、図書館、博物館などの施設を活用した、市民の学習機会の創出や活動の場の提供に努めています。また、ウェスタ川越内に開設された市民活動・生涯学習施設が、生涯学習活動の場として活用されています。
- ・平成25(2013)年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査や、平成24(2012)年度に行われた国の生涯学習に関する世論調査によると、過去一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査より増加しています。
- ・高齢者等を中心に公民館等の公共施設を利用した従来のような活動が見られる一方、民間の講座や自宅での活動、インターネット等を通じた個人での活動が増加するなど、本市における学習活動は多様化しています。

■課題

- ・多様な学習機会の提供を充実させることや、その学習成果を活用し社会参画につなげていくしくみが必要です。
- ・学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が必要です。
- ・市民のニーズや利便性を考慮した図書館、博物館の運営が求められています。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 生涯学習を推進する体制の充実（文化芸術振興課）

- ①生涯学習に関する市民ニーズの把握及び市民への情報提供の充実に努めます。
- ②大学などの高等教育機関との連携を推進し、高度で体系的な生涯学習の機会を創出するほか、まちづくりなど幅広い分野で大学の知見を活用します。
- ③生涯学習を通じて、地域の中に学びの場をつくり、世代間交流や地域活動の機会の充実を図ります。 ● 関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ④市民が学習した成果や職業人として培ってきた知識、技術、経験を地域で生かすことができるしくみの充実を図ります。 ● 関連[No.41 男女共同参画の推進]

2 家庭や地域の教育力向上（地域教育支援課、中央公民館）

- ①学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育を支援します。 ● 関連[No.4 青少年健全育成の推進、No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ②身近な地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、家庭教育を支援します。
- ③地域の社会教育関係団体を支援します。 ● 関連[No.4 青少年健全育成の推進]
- ④地域住民が主体となる社会教育事業を支援します。

3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実（中央公民館）

- ①人生の各時期の課題や少子高齢化、情報化、国際化、環境、人権などの現代的な課題に応じた多様な学習機会の充実に努めます。
- ②郷土の歴史や伝統・文化などを学ぶ地域学習や地域で生じている課題を題材とした学習を推進します。

4 身近な学習施設の整備・運営（文化芸術振興課、地域教育支援課、中央公民館）

- ①市民が利用しやすい身近な学習施設の整備・運営に努めます。

5 図書館の充実（中央図書館）

- ①市民のさまざまなニーズに即した、学習支援につながる事業を実施します。また、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図るほか、図書の返却方法など、利用者の利便性の向上を図る取組を推進します。
- ②近隣市町との図書館相互・広域利用及び大学や市立小学校・中学校・高等学校図書室等との連携を図ります。
- ③地域資料などのデジタル化を推進し、情報のネットワーク化を図ります。

6 博物館の充実（博物館）

- ①多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを検討するとともに、講座や教室等を充実させ、市民の博物館の利用機会の向上を図ります。
- ②学校教育との連携の下、児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の機会の充実を図ります。
- ③蔵造り資料館の耐震化を進めます。

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市民講座開催数（件）	49	53	55
市立図書館での市民一人当たりの年間貸出数 (冊・点)	4.89	5.17	5.24

※市民講座

市民（講座主宰者）が企画・運営する講座で、市が会場の手配と受講者の募集等を行う。応募人数が10人以上になることが講座成立の条件となっている。

3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実（中央公民館）

- ①人生の各時期の課題や少子高齢化、情報化、国際化、環境、人権などの現代的な課題に応じた多様な学習機会の充実に努めます。
- ②郷土の歴史や伝統・文化などを学ぶ地域学習や地域で生じている課題を題材とした学習を推進します。

4 身近な学習施設の整備・運営（文化芸術振興課、地域教育支援課、中央公民館）

- ①市民が利用しやすい身近な学習施設の整備・運営に努めます。

5 図書館の充実（中央図書館）

- ①市民のさまざまなニーズに即した、学習支援につながる事業を実施します。また、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図るほか、図書返却方法など、利用者の利便性の向上を図る取組を推進します。
- ②近隣市町との図書館相互・広域利用及び大学や市立小学校・中学校・高等学校図書室等との連携を図ります。 ●関連[No.51 広域的な連携の推進]
- ③地域資料などのデジタル化を推進し、情報のネットワーク化を図ります。 ●関連[No.50 情報化施策の推進]

6 市立博物館の充実（博物館）

- ①多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを検討するとともに、講座や教室等を充実させ、市民の博物館の利用機会の向上を図ります。 ●関連[No.33 観光の振興]
- ②学校教育との連携の下、児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の機会の充実を図ります。
- ③蔵造り資料館の耐震化を進めます。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
市民講座*開催数(件/年)	49	53	55
市立図書館での市民一人当たりの貸出数 (冊・点/年)	4.89	5.17	5.24

*市民講座

市民の生涯にわたる「学ぶよろこび・教える楽しみ」を高めること、市民主体による多様な学習活動を推進することを目的に市と市民が協働で開催する、市民による市民のための講座。市民が社会の中で培った知恵や技術を生かす講座主宰者となり、公民館等を会場として企画。語学講座から趣味の講座まで幅広い講座が開催されている。一人の主宰者が同一年度に開催できる講座は、前期（7月から11月）と後期（11月から翌年3月）のどちらか年間1件のみで、10回以内の講座として開催する。受講者募集の結果、応募者が10人以上あった場合に講座が成立する。

施

No.18

生きる力を育む教育の推進

策

目的

児童生徒の知徳体のバランスのとれた生きる力を育む、充実した教育を推進すること。

施策を取り巻く状況

■現 状

- 全国学力・学習状況調査の結果から、その平均正答率は、ほぼ全国と同レベルにありますが、「自分の考えを書く」ことなど一部に課題がみられ、知識・技能の確実な習得とそれを活用する力の育成を図っています。
- 将来に夢や目標を持っている割合や自尊意識の割合は、小学校では、ともに高い傾向にありますが、中学校では、それよりもやや低い傾向があります。
- 「いじめ防止対策推進法」に基づき、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ防止等のための施策を総合的に推進しています。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備・推進が求められています。
- 普通教室のLAN整備率は、全国平均を大きく下回っています。
- 児童生徒の新体力テストの結果から、県平均を上回る項目数は、小学校で増加傾向に、中学校では横ばい傾向にあります。

■課 題

- 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決を図る力（思考力・判断力・表現力）の育成が必要です。
- 児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に応じた支援が必要です。
- 小学校・中学校など異なる学校間で系統性のある指導の充実を図り、進学時の不適應等に対応していくことが必要です。
- 児童生徒の志や自尊意識を育てるとともに、社会性、感動する心や自立心を育む教育を実践する必要があります。
- グローバル化・情報化等の進展に対応した教育を推進する必要があります。
- **運動機会の減少などにより**、体力・運動能力が長期的にみて低下傾向にあり、体力の向上を一層図る必要があります。

単位施策

1 確かな学力の育成（教育指導課）

- ①児童生徒の学力状況と課題を把握し、学力向上に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、児童生徒一人ひとりの学力向上を図ります。

2 学校課題に応じた学校支援の推進（学校管理課）

- ①児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に対応するオールマイティーチャーを配置し、課題解決を図ります。

施策

No.12

生きる力を育む教育の推進

目的

児童生徒の知徳体のバランスのとれた生きる力を育む、充実した教育を推進すること。

施策を取り巻く状況

■現状

- ・全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、知識・技能の確実な習得と、「自分の考えを書く」ことなど、それを活用する力の育成を図っています。
- ・将来に夢や目標を持っている割合や自尊意識の割合は、小学校では、ともに高い傾向にありますが、中学校では、それよりもやや低い傾向があります。
- ・「いじめ防止対策推進法」に基づき、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ防止等のための施策を総合的に推進しています。
- ・普通教室のLAN整備率は、全国平均を大きく下回っています。
- ・児童生徒の新体力テストの結果から、県平均を上回る項目数は、小学校で増加傾向に、中学校では横ばい傾向にあります。

■課題

- ・基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決を図る力（思考力・判断力・表現力）の育成が必要です。
- ・児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に応じた支援が必要です。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備・推進が求められています。
- ・小学校・中学校など異なる学校間で継続的な指導の充実を図り、進学時の不適應等に対応していく必要があります。
- ・児童生徒の志や自尊意識を育てるとともに、社会性、感動する心や自立心を育む教育を実践する必要があります。
- ・グローバル化・情報化等の進展に対応した教育を推進する必要があります。
- ・日常生活において体を動かす機会が減少していることから、体力・運動能力が長期的にみて低下傾向にあり、体力の向上を一層図る必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 確かな学力の育成（教育指導課）

- ①児童生徒の学力状況と課題を把握し、学力向上に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、児童生徒一人ひとりの学力向上を図ります。

2 学校課題に応じた学校支援の推進（学校管理課）

- ①児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に対応するオールマイティーチャー*を配置し、課題解決を図ります。

3 校種間連携の推進（学校管理課）

① **小学校・中学校間や幼稚園・保育園・小学校間**の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解などを行い、指導の充実を図ります。

4 生徒指導の推進と進路指導・キャリア教育の充実（教育指導課、教育センター）

- ① さわやか相談員、スクールカウンセラー、教育センター分室の臨床心理士やスクールソーシャルワーカーなどを活用し、いじめ防止対策や教育相談体制の充実を図ります。
- ② スクールランチの配置や中学生社会体験事業などにより、生徒指導の推進及び進路指導・キャリア教育の充実に努めます。

5 特別支援教育の充実（教育センター）

① 特別支援教育推進体制の一層の整備を図り、障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。

6 グローバル化に対応する教育の推進（教育センター）

① 国の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受け、英語指導助手の増員などの実現に向けた体制整備を図り、英語教育及び国際理解教育を推進します。

7 情報教育の推進（教育センター）

① 児童生徒がICTを活用し、主体的な学習ができるよう環境整備に努めるとともに、情報活用能力を育成します。

8 体力向上の推進（教育指導課）

① 自ら進んで運動をする児童生徒の**育成を図り、体力の向上に努めます。**

指標

指 標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
「国語・算数・数学（等）の勉強は大切だと思う」と回答した児童生徒の割合（％）	91.9%	92.5%	93.0%
「自分にはよいところがあると思う」「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童・生徒の割合（％）	75.6%	78.0%	80.0%
新体力テスト総合評価（5段階）においてA～C評価の生徒の割合（％）	84.9%	85.5%	86.0%

※オールマイティーチャーター

積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育・学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

※さわやか相談員

いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校22校に1名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

※スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有する専門職。

※スクールランチ（生徒指導推進員）

学級がうまく機能しない状況や非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、様々な生徒指導上の諸課題に対応し、児童生徒一人ひとりに細かな指導・支援を行うために、校長の監督の下、学校運営の補助を行うため、市内小・中学校に配置されている。

3 校種間連携の推進 (学校管理課)

① 幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解などを行い、指導の充実を図ります。 ● 関連[No.3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実]

4 生徒指導の推進と進路指導・キャリア教育の充実 (教育指導課、教育センター)

① さわやか相談員*、スクールカウンセラー、教育センター分室の臨床心理士やスクールソーシャルワーカー*などを活用し、いじめ防止対策や教育相談体制の充実を図ります。 ● 関連[No.4 青少年健全育成の推進]

② スクールランチ*の配置や中学生社会体験事業などにより、生徒指導の推進及び進路指導・キャリア教育の充実に努めます。 ● 関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

5 特別支援教育の充実 (教育センター)

① 特別支援教育推進体制の一層の整備を図り、障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。 ● 関連[No.2 児童福祉の推進、No.6 障害者福祉の推進]

6 グローバル化に対応する教育の推進 (教育センター)

① 国の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受け、英語指導助手の増員などの実現に向けた体制整備を図り、英語教育及び国際理解教育を推進します。

7 情報教育の推進 (教育センター)

① 児童生徒がICTを活用し、主体的な学習ができるよう環境整備に努めるとともに、情報活用能力を育成します。

8 体力向上の推進 (教育指導課)

① 児童生徒の体力の状況と課題を把握し、体育の授業改善や家庭との連携等を通して、自ら進んで運動をする児童生徒を育成し、体力の向上を図ります。

指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
「国語・算数・数学(等)の勉強は大切だと思う」と回答した児童生徒の割合(%)	91.9	92.5	93.0
「自分にはよいところがあると思う」「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合(%)	75.6	78.0	80.0
新体力テスト総合評価(5段階)においてA～C評価の生徒の割合(%)	84.9	85.5	86.0

*オールマイティーチャー

積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育・学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

*さわやか相談員

いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校22校に1名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

*スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有する専門職。

*スクールランチ(生徒指導推進員)

学級がうまく機能しない状況やいじめ問題、非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、様々な生徒指導上の諸課題への対応と児童生徒一人一人に指導・支援を行うために、市内小・中学校に配置される市費臨時職員。